

幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町町営住宅条例 (平成6年9月26日 条例第15号) 第1条～第4条 略 (入居者の資格) 第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。 (3)～(4) 略 第6条～第24条 略	○幕別町町営住宅条例 (平成6年9月26日 条例第15号) 第1条～第4条 略 (入居者の資格) 第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (1) 略 (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者<u>及び親族に準ずる者として規則で定める者</u>を含む。以下同じ。）があること。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。 (3)～(4) 略 第6条～第24条 略